

企業会計基準公開草案第 57 号

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第 57 号（企業会計基準第 1 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 53 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）
- ・ 実務対応報告公開草案第 45 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（平成 26 年 12 月 24 日公表）

2. コメント募集期間

平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 2 月 24 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（平成 27 年 3 月 26 日公表）
- ・ 改正企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日公表）
- ・ 改正実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（平成 27 年 3 月 26 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	宝印刷株式会社 総合ディスクロージャー研究所
CL2	公益社団法人 日本証券アナリスト協会

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても企業会計基準委員会で分析を行っています。
また、「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本公開草案の改正内容に同意する意見	本改正案における「取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記」「無償取得した自己株式に関する注記の取扱い」「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記」は元となる株主資本等変動計算書の注記及び1株当たり情報の注記を補足する役割の注記である。当該元となる注記が開示されない場合には、補足する役割の注記は不要とする本改正案に賛成する。 企業によって開示される注記が不統一になると、財務諸表の比較可能性の低下は避けられないため、『企業会計基準第1号』、『企業会計基準適用指針第2号』、『実務対応報告第30号』を改正して、自己株式に関する注記方法を明確にする本提案に賛成する。 また、連結財務諸表のみで1株当たり情報を開示する場合、個別財務諸表に『実務対応報告第30号』第17項の「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引で信託に残存する自己株式を控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。」必要がないことを明確にする改正であり、本提案に賛成する。 改正に伴う無用な混乱を軽減するものとして、我々は『公開草案』を支持する。	本公開草案について支持するコメントである。
各論		
2) 1株当たり情報に対する影響額に関する意見	「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の会計方針の変更に関する注記（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）10.(5)及び（その他の会計方針の変更）11.(3)で要求される『1株当たり情報に対する影響額』についても、元となる注記（1株当たり情報）に対する補足する役割の注記と考えられるため、本改正案に追加することを検討していただきたい。	会計基準等の改正に伴う会計方針の変更については、財務諸表等規則第8条の3第1項において会計基準と同様の定めが設けられている。また、その他の会計方針の変更については、財務諸表等規則第8条の3の2において会計基準と同様の定めが設けられている。 これらの定めから開示の要否は明確と考えられるため、特段の対応を行わないこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ととした。

以 上